

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和7年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	観光政策課	沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修補助金事業事務局運営業務委託業務	令和8年1月16日	98,715,000	(株)日本旅行沖縄・(株)ホット沖縄 共同企業体 ①(株)日本旅行沖縄 ②(株)ホット沖縄	①沖縄県那覇市久茂地三丁目21番地1号 國場ビルディング 2階 ②沖縄県那覇市西1丁目9番18号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は補助金問い合わせの対応体制や補助金の周知・広報の実施体制が評価され、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	債務負担による複数年契約
2	観光振興課	貸切バス活用推進事業事務局業務	令和8年1月5日	10,586,270	一般社団法人沖縄県バス協会	沖縄県那覇市久茂地1丁目2番28号よなみねビル3階	第167条の2 第1項第2号	本業務は、貸切バスの利用料金の割引額を支援する補助事業の申請の受付、相談業務、審査業務や実績報告を行うものである。これらの業務を、効率的・効果的に推進するため、バス運賃制度等を熟知するとともに、貸切バス事業者の多くが加入し、事業の周知や申請に係る相談業務を円滑に行うことができる者を契約の相手方として選定した。	特命随意契約
3	MICE推進課	令和7年度大型MICE施設建設用地環境整備業務(R7-2)	令和8年2月9日	1,200,600	公益社団法人 西原町シルバー人材センター	西原町字呉屋348番地の2	第167条の2 第1項第3号	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に規定するシルバー人材センターと随意契約により行うことができる旨が規定されている。 ・本業務は、大型MICE施設建設の用地における環境整備のため、草刈りを委託するもので、シルバー人材センターの提供する「臨時的かつ短期的又はその他の簡易な作業(公園清掃・除草・草刈り・包装等)」に該当している。 ・公益社団法人西原町シルバー人材センターは、当該高齢者等の雇用に関する法律に規定する組織であり、これまで当課の除草・草刈り業務を受託し、仕様書で求める成果を適切にあげている。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和7年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	スポーツ振 興課	「FIBAバスケットボールワールドカップ2027アジア地区予選Window2」に係る機運醸成・交流事業	令和8年1月15日	6,999,949	株式会社アカネクリエーション	沖縄県那覇市銘苅1丁目19番29号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、子どもたちの交流に関する内容に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
5	スポーツ振 興課	沖縄県立奥武山総合運動場体育施設等予約システム更新業務	令和8年1月15日	2,387,000	OTS MICE MANAGEMENT 株式会社	沖縄県那覇市金城町1丁目12-17 2階	第167条の2 第1項第2号	本業務は、現行の予約システムの継続を前提とし、そのうえで予約対象施設の追加及び利用料金データの更新を必要としていたため、現行システムを構築し、対象施設や利用料金等のシステム設計を実施した事業者と同一とすることが最も効率的かつ効果的で経済的にも合理的であったため、契約の相手方として選定した。	
6	博物館・美術館	美術館戦後80年企画「戦ぬ前ー沖縄文化の近代ー」に係る作品輸送撤収業務委託	令和8年1月26日	3,212,671	琉球物流株式会社	沖縄県那覇市港町2丁目17番13号	第167条の2 第1項第2号	本展で展示した資料の撤収・輸送・返却については、他美術館等所蔵の借用作品を含み、取扱いに細心の注意を払わなければ破損する可能性が高く、専門的な知識・技能・経験をもった作業員が必要である。県内において美術品等を取り扱う専門の部門があり、美術品を取り扱う技術講習受講や「美術品梱包輸送技能取得士」の資格を持つ作業員(専門職員)有し、かつ美術専用車を有して、本委託業務を一体的に請け負える事業者が琉球物流株式会社のみであったため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約